

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の 固定資産税・都市計画税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が昨年と比較して一定以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度分の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。

申告期限 令和3年2月1日（月） 消印有効

▶ 対象者

中小事業者（法人、個人）

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 性風俗関連特殊営業を営む方は除きます。

▶ 対象となる固定資産

償却資産及び事業用家屋

※土地、非事業用家屋（居住用家屋等）は対象となりません。

▶ 要件及び軽減率

令和2年2月～10月までの間で、任意の連続する3ヶ月の事業収入の合計が、前年同期間と比べて

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	全額

▶ 提出書類（【認定経営革新等支援機関等】で確認を受けてからの提出となります）

特例申告書

越谷市ホームページからダウンロードすることができます。

申告書に「認定経営革新等支援機関等（※）確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。

（※）認定経営革新等支援機関等の詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。

特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、申告書別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

償却資産は、「令和3年度償却資産申告」をもって特例対象一覧を提出したことになります。

収入が減少したことを証する書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことが分かる書類の写しを添付してください。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

（事業用家屋を所有している場合）

特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

☆【認定経営革新等支援機関等】が確認した申告書及び書類一式が必要です。

裏面もご覧ください

▶ 手 続 方 法

軽減措置の要件に該当する方は以下の①～④の手順でご申告ください。

① 特例申告書をダウンロード・印刷し必要事項を記入

↓
特例申告書は越谷市ホームページをご覧ください。 QRコードはこちら→
(越谷市HP内より で検索)



② 【認定経営革新等支援機関等】に確認を依頼します。

↓
提出書類は表面「▶提出書類」をご確認ください。

③ 特例申告書の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に同機関から記入・押印を受けます。

④ 越谷市役所資産税課に書類を提出します。

↓
提出には、上記②で提出した添付書類もあわせてご提出ください。

新型コロナウイルス感染防止、また窓口の混雑緩和のため郵送・eLTAXでの提出にご協力をお願いいたします。

なお北部・南部出張所、各地区センター、e-mailでは受付できません。

越谷市役所資産税課にて内容を確認します。

内容に不明な点があった場合、確認のためご連絡をさせていただきます。また現地調査に伺うこともありますので、その際にご協力をお願いします。

令和3年度固定資産税・都市計画税に軽減が適用されます。

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書にてご確認ください。

なお、軽減されたことにより、お持ちの固定資産税全てが免税点(※)未満になった場合納税通知書は発行されません。

(※)市町村の区域内に同一人が所有する家屋の課税標準額が20万円、償却資産の課税標準額が150万円に満たない場合には固定資産税が課税されません。

(市役所確認作業)

▶ 提 出 先

越谷市役所 資産税課 (北部・南部出張所・地区センターでは受付出来ません。)

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

●償却資産担当 電話 048-963-9147

●家屋担当 電話 048-963-9149

☆申告期限(令和3年2月1日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けられなくなる場合があります。早めの申告をお願いします。

☆新型コロナウイルス感染防止、また窓口の混雑緩和のため郵送、もしくはeLTAXでの提出にご協力をお願いします。